

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成19年5月1日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第2号

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市自然風景保全条例の一部を改正する条例（平成19年3月23日京都市条例第28号）の施行期日は、平成19年9月1日とする。

（都市計画局都市景観部風致保全課）